

【報道・関係機関・一般者用等】  
平成27年 7月17日 4:20現在

関係各位

四国地方整備局  
香川河川国道事務所  
道路管理第一課

## 道路情報（国道11号）について（第2報）

香川河川国道事務所の管理する香川県内の国道11号の状況についてお知らせします。

### 記

■以下区間は、片側交互通行解除となりました。

1) 国道11号（香川県東かがわ市松原）

延長0.2km

通行規制開始:平成27年 7月17日 0時30分～

通行規制解除:平成27年 7月17日 4時15分

■問い合わせ先： 香川河川国道事務所 道路管理第1課 黒川、平川  
TEL：087-821-1629